

平成27年度第1回松伏町総合教育会議議事録

開催日時	平成27年5月20日(水)午後4時から午後5時15分まで	
会議会場	松伏町役場本庁舎2階 201会議室	
出席者氏名	構成員	松伏町長 會田 重雄 松伏町教育委員会教育委員長 若盛 正城 松伏町教育委員会教育委員長職務代理 小林 忠盛 松伏町教育委員会教育委員 谷ヶ崎由紀子 松伏町教育委員会教育委員 渡邊 淳子 松伏町教育委員会教育長 御処野 紀夫
	事務局等	企画財政課長 立沢 昌秀 教育総務課長 魚躬 隆夫 教育文化振興課長 中川 由美子 企画財政課主任 末次 雄一郎 教育総務課主幹 染谷 博 教育総務課副主幹 渡辺 武志
欠席者	なし	
傍聴人	なし	
次第 (協議又は調整が行われた事項)	1 開会 2 町長挨拶 3 教育委員長挨拶 4 協議・調整事項 (1) 総合教育会議の概略及び総合教育会議の運営方法について (2) 大綱について (3) 今後のスケジュールについて 5 その他 6 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第1回松伏町総合教育会議 次第 ・平成27年度第1回松伏町総合教育会議 出席者名簿 ・資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要) ・資料2 松伏町総合教育会議運営要綱(案) ・資料2参考資料 松伏町総合教育会議運営要綱関連法令 ・資料3 松伏町総合教育会議傍聴要綱(案) ・資料3参考資料 松伏町総合教育会議傍聴要綱関連法令 ・資料4 平成27年度総合教育会議と関連スケジュール(案) 	
議事録調整者	企画財政課総合政策担当 主任 末次雄一郎	

協議又は調整の要旨

議事	発言者	発言内容・決定事項
1 開会	事務局	会議の開会を宣言
2 町長挨拶	町長	町長の挨拶
3 教育委員長挨拶	教育委員長	教育委員長の挨拶
4 協議・調整事項		
(1) 総合教育会議の概略及び総合教育会議の運営方法について	事務局	協議・調整事項の進行は、会議招集者である町長に依頼する。
	町長（議長）	次第 4 協議・調整事項の「(1) 総合教育会議の概略及び総合教育会議の運営方法について」事務局より説明を求める。
	事務局	・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨及びその内容のうち、総合教育会議の設置及び教育に関する「大綱」の策定について説明する。 ・松伏町総合教育会議運営要綱（案）及び松伏町総合教育会議傍聴要綱（案）の策定の趣旨並びにその内容を説明する。
	町長（議長）	質問等を求める。
	教育長	傍聴要綱（案）について、傍聴者が小さなお子さんを連れてきた場合、どのような取扱いを想定しているのか。
	町長（議長）	小さなお子さんが騒いでしまった場合などは、事務局としても注意を促す根拠が必要だと思われる。構成員に意見を求める。
	教育委員長	小さなお子さんを最初から傍聴させないということは考えにくい。「会議の進行を妨げる場合」には傍聴できない等の文言を規定に加えるかどうかではないか。
	町長（議長）	会議中に小さいお子さんが騒いでしまった場合には、傍聴要綱（案）第4条第2号に該当することになるのではないかと。事務局としてはどのように考えているか。
	事務局	会議中に小さいお子さんが騒いでしまった場合には、傍聴要綱（案）第4条第2号の規定に従って、退場を命ずることになる。 最初に会場への入場の許可をするかどうかの判断は、傍聴要綱（案）第2条第3号に従って判断することになるが、基準は設けていない。

	当該条文は、張り紙やビラ、掲示板やプラカードなどの類を持っている人などを不相当とすることを想定している。
教育委員長	カメラや録音機などの持込みについてはどのように考えるのか。
事務局	他の市町村の傍聴要綱の中には、カメラや録音機の持込みを禁止する旨規定しているところもあるようである。
町長（議長）	傍聴要綱の運用については、議事の中で想定した小さいお子さんが騒いでしまった場合やカメラ、録音機の持込みなどの対応方法を総合教育会議で申し合わせておく必要があると思われる。事務局としてはどのように考えているか。
事務局	小さいお子さんの対応やカメラ、録音機の持込みなどの傍聴要綱の運用については、次回の会議の際、傍聴要綱運用基準又は取扱基準を事務局から改めて提案することとしたいが、いかがか。
町長（議長）	事務局の提案について意見等を求める。
構成員	異議なしの声有り。
町長（議長）	その他の質問等を求める。
構成員	【意見・質問なし】
町長（議長）	松伏町総合教育会議運営要綱案及び松伏町総合教育会議傍聴要綱案を構成員に諮る。
構成員	異議なしの声有り。
町長（議長）	原案のとおり、議決したことを宣言する。 次に、松伏町総合教育会議運営要綱第4条第3項の規定に基づき、議事録署名人2名の選任を行う。 議事録署名人について、意見を求める。
構成員	事務局一任の声有り。
町長（議長）	署名人について事務局に意見を求める。
事務局	今回は第1回目の会議であるため、署名人は、招集者の町長と教育委員長の2人に署名いただき、2回目以降は、招集者である町長と教育委員会側では会議ごとに本日配布した出席者名簿の順に従って、1人ずつ署名いただく方式を提案するが、いかがか。

	町長（議長）	事務局からの提案について意見等を求める。
	構成員	異議なしの声有り。
	町長（議長）	意見等がなかったため、第1回会議の議事録の署名人は、教育委員長と私で署名することで決定する。
（2）大綱について及び（3）今後のスケジュールについて	町長（議長）	次に、4 協議・調整事項の（2）大綱について及び（3）今後のスケジュールについては関連があるので、事務局より一括して説明を求める。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱は、教育基本法第17条第1項の方針を参酌した上で、地域の実情に応じた教育に関する総合的な施策を定めることとなっていることから、本会議において松伏町の教育に関する大綱の策定を検討する旨説明する。 ・本年度の総合教育会議については、大綱の策定を第1として、1学期に1回のペースで年3回開催していただき、第2回を予算編成作業前の10月に、第3回を3月議会前の2月に開催するほか、緊急に会議が必要となった場合は、その都度開催する旨説明する。 ・第2回会議では大綱の素案を提示、第3回会議で最終確認とするスケジュール感であり、必要に応じて大綱の校正確認等を個別にお願いする形を想定している旨説明する。 ・大綱の考え方について、教育現場を熟知している観点から教育総務課長の補足説明を依頼する。
	教育総務課長	<p>大綱は教育の目標や施策の方針を定めるものとなっている。</p> <p>教育委員会では、教育行政重点施策において、町教育行政の詳細な部分は記載している。また、町としては、第5次総合振興計画の大綱の中で、学校教育、社会教育の基本的な考え方が記載されているところである。こうしたことから、第5次総合振興計画の内容を基本としながら大綱の素案について検討し、第2回会議で松伏町の教育の方針として3本から4本の柱を示したいと考えている。</p>
	町長（議長）	質問等を求める。

	教育委員長	大綱については、地方公共団体の長が策定することとなっているが、大綱策定にあたり、教育委員会で素案を策定することでよいのかどうか、確認したい。
	事務局	大綱については、法律上地方公共団体の長が策定することとなっている。しかし、素案は、教育現場を十分に把握している教育委員会の協力無くしては策定できない部分がある。大綱は、総合振興計画の内容を基本としていくとの考えから、総合振興計画所管課である企画財政課と教育委員会とで十分調整を図りながら策定し、最終的に事務局から大綱案を本会議に提案したいと考えている。
	町長（議長）	意見等を求める。
	構成員	【意見・質問なし】
	町長（議長）	意見等がないようなので、本年度については、資料4のスケジュールにより会議を開催していくのでよろしくお願ひしたい。 以上を持って、本日予定された協議・調整事項は、終了とする。 司会を事務局へ戻す。
5	その他	
	事務局	10月の定例教育委員会の日程に併せて、第2回会議を開催する。具体的な日程等は決まり次第文書で通知する。 その他委員から意見等を求める。
	教育委員長	この町で子どもを育てて良かったと思える方針が策定できれば良いと思う。子どもの育ちを大事にしながら大綱をまとめていけると中身が濃いものができるのではないかと思うので、教育委員会からも事務局に対し積極的な情報提供をお願いしたい。
6	閉会	
	事務局	会議の閉会を宣言

上記記載事項は、平成27年5月20日松伏町役場本庁舎201会議室において開催した、平成27年度第1回松伏町総合教育会議の内容を記録したものに相違ないことを認め、ここに署名する。

平成27年 7 月13日

署名人の職・氏名 町 長 會田 重雄

署名人の職・氏名 教育委員長 若盛 正城